ホ　（四－ヘキシルナフタレン－一－イル）（一－オクチル－一Ｈ－インドール－三－イル）メタノン及びその塩類
ヘ　（一－ヘプチル－一Ｈ－インドール－三－イル）（四－ヘキシルナフタレン－一－イル）メタノン及びその塩類
ト　（四－メトキシナフタレン－一－イル）（一－オクチル－一Ｈ－インドール－三－イル）メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一　直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。）	一　直鎖状アルキル基（炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。）
二　直鎖状アルケニル基（炭素数が五のものに限る。）	二　アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。）
三　直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	三　フッ素原子 四　塩素原子 五　臭素原子 六　ヨウ素原子

八十一　（二－メチル－一Ｈ－インドール－三－イル）（ナフタレン－一－イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ　覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
ロ　麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
ハ　（二－メチル－一－ヘプチル－一Ｈ－インドール－三－イル）（四－ペンチルナフタレン－一－イル）メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一　直鎖状アルキル基（炭素数が三から七までのいずれかのものに限る。）で（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四）のいずれかのものに限る。） 二　炭素数が八の直鎖状アルキル基（当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。） 三　炭素数が五の直鎖状アルケニル基（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。） 四　直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までの（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四）のいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	一　直鎖状アルキル基（炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。） 二　アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。） 三　フッ素原子 四　塩素原子 五　臭素原子 六　ヨウ素原子

第一条中第九十三号を第八十二号とする。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○法務省告示第七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテックの項中「株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテック」を「株式会社ＪＭＵアムテック」に改め、同表に次のように加える。

一関ヒロセ電機株式会社	東京都品川区大崎五丁目五番二十三号ヒロセ電機ビル内	機械加工
中央総業株式会社	神奈川県藤沢市藤沢千三十一番地の一	鉄筋施工

○法務省告示第七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ＫＣＭ	兵庫県加古郡稲美町岡二千六百八十番地	溶接

○法務省告示第七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表フジニットの項を削る。

○法務省告示第七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

柏倉建設株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目二番十八号	型枠施工
株式会社サンエーテック	宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西百五番地一	鉄筋施工